

PMI日本支部法人スポンサー規程

（法人スポンサーの定義）

- 第1条 一般法人スポンサーとは、プロジェクトマネジメントに関心を持ち、PMI日本支部（以下PMIJと称する）のミッションに理解を示し、PMIJのプロジェクトマネジメントに関する啓発活動に支援をいただく企業、公益法人および団体をいう。
- 第2条 メディア・スポンサーとは、メディア関連の企業で、PMIJのミッションに理解を示し、その活動を支援する企業をいう。一般法人スポンサーと異なり、スポンサー費納入ではなく広告・宣伝を含む自らの事業をとおして、PMIJのプロジェクトマネジメントに関する啓発活動に支援をいただく法人スポンサーをいう。
- 第3条 アカデミック・スポンサーとは、大学、高等専門学校、高等学校、中学校および公的研究機関等でPMIJのミッションに理解を示し、その活動を支援する団体をいう。一般法人スポンサーと異なり、スポンサー費納入ではなく教育における協業、名義後援や施設利用許可等をとおして、PMIJのプロジェクトマネジメントに関する啓発活動に支援をいただく法人スポンサーをいう。
- 第4条 行政スポンサーとは、裁判所など司法、国会など立法、防衛省など中央官庁などの国および地方自治体の行政機関（都道府県庁、区役所、市役所、町役場、村役場）とそれらに関連した公共機関を対象とする。一般法人スポンサーと異なり、スポンサー費納入でなく支部との共催イベントの開催や名義後援等をとおして、PMIJのプロジェクトマネジメントに関する啓発活動を支援いただく法人スポンサーをいう。
- 第5条 一般法人スポンサー、メディア・スポンサー、アカデミック・スポンサーおよび行政スポンサーを総称して法人スポンサーと称する。
- 第6条 一般法人スポンサーは、法人スポンサー申し込み手続き時に指定された代表者により全社をスポンサー対象とします。
- 第7条 法人スポンサーは、所定の書式により、PMIJに法人スポンサー申込手続きをとるものとする。

（会議）

- 第8条 PMIJは、法人スポンサーに対し支部ホームページの法人スポンサー・アクセス可能ページに掲載されたアニュアルレポートをとおして、PMIJの活動及び 予算、決算の報告をする。また、必要に応じ適宜連絡会を開催する。

（会費）

- 第9条 一般法人スポンサーは、PMIJ会計年度（1月1日に始まり12月31日に終わる）毎に、20万円またはそれ以上の年会費をPMIJに納入する。ただし初年度に限り、入会日が第2四半期の場合15万円以上、第3四半期の場合10万円以上、第4四半期の場合5万円以上をスポンサー費とする。上記には消費税が別途かかる。

(特典)

第10条 法人スポンサーは以下の特典を有する。

(1) PMI J法人スポンサー・スタディー・グループ (SG) への参加

(2) PMI J販売図書 of 法人スポンサー割引購入

(3) PMI J主催行事への法人スポンサー料金での参加

(ただし、法人スポンサーは、1社あたり2名の参加者を随時指名できる。また、メディア法人スポンサー1社あたり1名の参加者を随時指名できる)

(4) PMI Jが提供する情報の利用

(PMI J ウェブサイトの法人スポンサー専用コンテンツ)

第11条 法人スポンサーは、前条(3)の特典を利用する窓口社員をあらかじめ特定し、PMI J事務局に届け出るものとする。

(法人スポンサー資格の公表)

第12条 法人スポンサーは、自社がPMI J法人スポンサーであることを外部に公表することができる。

(法人スポンサー資格の継続)

第13条 法人スポンサーを辞退する場合は、PMI Jの新会計年度が始まる前までに、PMI Jに申し出るものとする。その場合、新会計年度より法人スポンサーSG活動も辞退いただく必要がある。

前項の申し出がない場合は、次会計年度も法人スポンサーの継続を承認したものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めのない事項については、PMI J理事会で定める。

改定

2009年1月1日支部名称変更

2011年2月28日第6条 初年度入会時期と初年度入会金の4期化導入

2011年3月28日第2条 メディア法人スポンサーをメディア・スポンサーへ呼称変更

第3条 第3条として、アカデミック・スポンサーの定義を追加

第4条~第12条 第3条追加によるそれぞれの条番号の繰り上がり

2013年4月22日 第8条(3) 提供情報を法人スポンサー専用コンテンツと明記

2014年11月28日 第1条, 第2条, 第9条 会費をスポンサー費に変更

・以下の差込追加

第4条、第6条

・差込追加による項番変更

第4条は第5条へ変更

第5条以降は第7条から第14条へ変更

第4条 行政スポンサーの定義を追加

第6条 法人スポンサーの対象範囲を代表者管轄範囲内と指定

第8条 「年1回報告会を開催し」を「支部ホームページの法人スポンサー・アクセス可能ページに掲載されたアニュアルレポートをとおして」に変更

第9条 2口を20万円以上へ変更と消費税がかかることの追記

第10条 法人スポンサーSGの追加、

法人スポンサー割引購入、スポンサー料金、1社あたり2名に変更